

障害年金制度の概要

・ 障害基礎年金

1. 支給要件

国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日(ともに障害認定日という)に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

(注) 保険料納付要件

国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間が、

- ① 初診日の属する月の前々月までの保険料を納付しなければならない期間の3分の2以上あること、あるいは、
- ② 初診日が平成28年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保険料の滞納がないこと。

2. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき(障害認定日が20歳以後のときは障害認定日)に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。

(注) 20歳前傷病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がない場合、所得が360.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、462.1万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

3. 年金額(平成23年度)

〈1級障害の場合〉 月額82,175円(年額986,100円) + 子の加算額
………… (老齢基礎年金の満額の1.25倍)

〈2級障害の場合〉 月額65,741円(年額788,900円) + 子の加算額
………… (老齢基礎年金の満額と同額)

子の加算額: 第1子・第2子…月額 各18,916円(年額227,000円)

第3子以降 …月額 各6,300円(年額75,600円)

・ 障害厚生年金

1. 支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日(障害基礎年金と同じ)に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給される。

(1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。)

(注) 障害手当金

厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給される。

2. 年金額

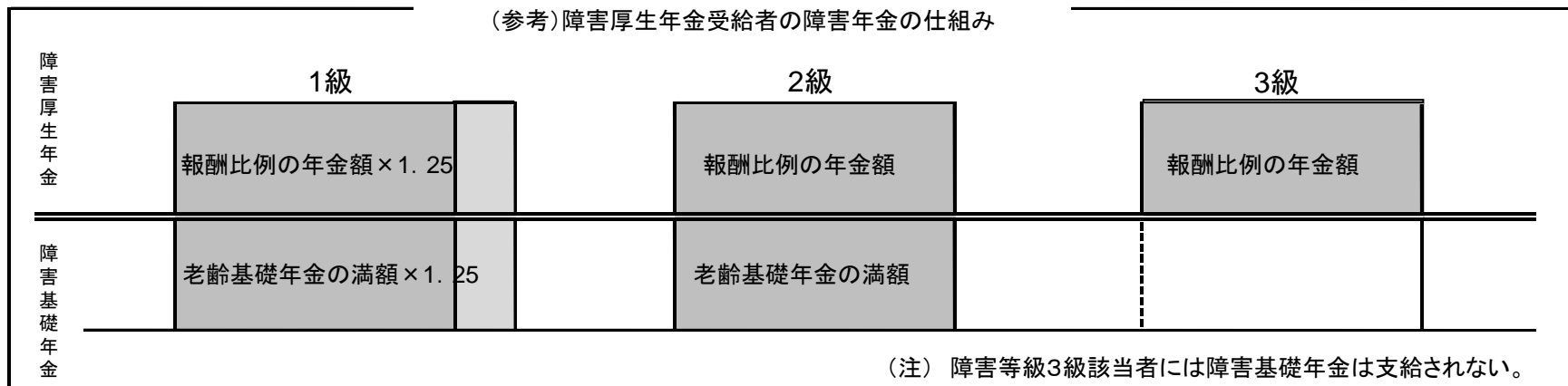
〈1級障害の場合〉(報酬比例の年金額×1.25)＋配偶者加給年金額

〈2級障害の場合〉(報酬比例の年金額)＋配偶者加給年金額

〈3級障害の場合〉(報酬比例の年金額) (ただし、障害基礎年金の3/4の額を最低保障とする)

※ 報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。

ただし、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。



・障害等級の例

	障害基礎年金	障害厚生年金
1級	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	障害基礎年金と同じ
2級	一下肢の機能に著しい障害を有するもの	障害基礎年金と同じ
3級	—	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
障害手当金	—	一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの

(注) 障害等級の考え方

1級: 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害

2級: 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

3級: 労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

障害手当金: 労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害